

## 第2次静岡県消費者教育推進計画 進捗状況一覧

指標	基準値 2016 (H28)	現状値 期待値	目標値 2021 (R3)	進捗状況		今後の方向性
		2018 (H30)		区分	主な取組	
<b>1 消費者市民社会の理念の普及</b>						
消費者市民社会の考え方を意識して商品・サービスを選択する県民の割合	52.1%	59.3% 54.9%	59.2%	目標値 以上	消費者教育フォーラムを開催し、SDGsやエシカル消費について考える講演、ワークショップや展示を実施するとともに、生活情報誌「くらしのめ」においてエシカル消費特集号を作成し、それを周知することで消費者市民社会の理念普及に努めた。	令和元年度は、エシカルな認証ラベルを周知するキャンペーンやポータルサイト「プラス・エシカル」の開設に加え、事業者向けセミナーを実施している。今後も消費者庁との共催イベント「エシカル・ラボ」の開催など、SDGsの取組としてのエシカル消費を通じて、消費者市民社会の理念普及に努めていく。
消費者教育ポータルサイトのアクセス数	16,154件	13,102件/年 —	20,000件/年	基準値 以下	消費者教育検定や出前講座申込フォーム機能を追加するなど、ポータルサイトの内容を充実させるとともに、新たに作成した若者向け消費者被害未然防止のサイト「それってトラブル？やばい！？SOS！静岡県」をリンクしアクセス数の確保に努めた。	新たに作成したページのアクセス数が高い傾向にあるため、コラムの追加や映像教材の掲載など、ポータルサイトの内容を充実させていく。また、ポータルサイトのPRが不足していたため、アクセスしやすいQRコードを作成し、出前講座での周知や啓発資料へ掲載するなど、広報を強化していく。
消費者教育講師人材バンクに登録している講師を派遣した回数	—	23回 20回	80回	○	消費者教育講師32人を人材バンクに登録し、県民生活センターを拠点に出前講座や研修へ派遣した。包括連携協定を締結している企業への講座の周知や市町への連携講座の提案などを行った。	消費者教育出前講座を一層PRしていくため、県民生活課や各県民生活センターでそれぞれ実施している広報を連携して実施するとともに、学校、地域、職域等への講座の周知や事業所へのダイレクトメールなど、広報を強化していく。
<b>2 消費者教育の担い手となる人材の育成</b>						
教員向け消費者教育講座の受講者数	累計142人	40人 36人	累計142人	○	学校における消費者教育の取組を支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講座を2回開催した。開催時期は、教員が参加しやすい夏休み期間とし、教育委員会等と連携し教員への周知に努めた。	引き続き、成年年齢の引下げを見据え、高等学校教員を中心に実践的な消費者教育の内容及び指導力の向上に繋がる研修を実施していく。また、教員免許状更新講習の機会を捉え、実施する大学を増やすことで受講者数の一層の拡大に努めていく。
消費者教育講師フォローアップ研修の受講者数	—	73人 150人	累計600人	●	消費者教育講師、県及び市町の消費生活相談員や行政職員の消費者教育出前講座の担い手を対象に、グループワークによる講座プランの作成と発表を行い、効果的な講座の実施方法を学ぶ研修を2回×3地域で実施した。	平成30年度に実施したような2回連続して完結する講座ではなく、単独での講座を2回とすることで、受講者が参加しやすい開催方法とする。また、受講者アンケートで希望の多かった「若者向けの消費者教育講座の実施方法」をテーマとするなど受講者のニーズに応じた講座を実施し、受講者数の確保に努めていく。
<b>3 トラブルの未然防止と消費者の自立支援</b>						
消費生活相談における被害額※	474千円	783千円 436千円	380千円以下	基準値 以下	出前講座の開催による消費者教育や、スキルアップ研修の開催による消費生活相談窓口の体制強化に取り組んだものの、30年度には、29年度同様に特定の事業者が関わる利殖商法の被害相談に加え、不動産サブリースの高額な被害相談があり、その影響が大きく現れた。	引き続き、悪質商法の注意喚起と事前の消費生活相談を啓発していく。特に高齢者の被害額が大きい傾向にあることから、自治会や老人会での出前講座を拡大するとともに、見守りが必要な高齢者に対しては、市町福祉部局等のネットワークを通じた見守り活動を促進し、被害を未然に防げるよう努めていく。
小中学校ネット安全・安心講座の開催学校数	202校	204校 221校	250校	○	通信事業者のCSR事業や県教育委員会と市町教育委員会等が連携し講座を開催して、204校が実施した。SNS等のトラブル事例や、フィルタリングの必要性等を伝えることができ、情報社会のルールやモラルへの理解が深まった。	青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、引き続き、学校や家庭におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策としてネット安全・安心講座を開催していく。
<b>4 地域における消費者教育の推進</b>						
消費者教育推進計画の策定市町数	5市町	7市 7市	11市町	B	県民生活センター単位で設置している地域連絡会・連絡会議において、市町に対して計画の策定を働きかけた。	地域連絡会・連絡会議において、消費者教育推進計画の策定についてテーマに掲げ、市町にて検討する場を設けていく。また、策定済の市町から先進事例を伺う機会を提供していく。
消費者教育推進地域協議会の設置市町数	3市町	5市 6市	11市町	B	県民生活センター単位で設置している地域連絡会・連絡会議において、市町に対して協議会の設置を働きかけた。	地域連絡会・連絡会議において、消費者教育推進地域協議会の設置についてテーマに掲げ、市町にて検討する場を設けていく。また、設置済の市町から先進事例を伺う機会を提供していく。

※相談時に聞き取った、相談案件に関して消費者が支払った額の平均額